

# 仕 様 書

## 1 件 名

令和8年度滋賀県立精神医療センター検体検査業務単価基本契約

## 2 検査項目

入札明細書に記載の検査項目のとおり

## 3 入札手続

別紙1「入札書および電子データ作成の留意事項」のとおり

## 4 入札方法

単価入札方式とする。

入札金額については、検査結果報告等に要する一切の費用を含むこととする。

入札者は、それぞれの検査項目について、消費税抜きの金額を入札明細書に記載すること。

## 5 契約方法

入札明細書記載の検査項目ごとの単価契約を締結する。

本契約は、消費税抜きの金額で契約を行う。

## 6 契約単価の適用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 7 検査結果報告期限

発注を受けてから、速やかに報告を行うこと。

## 8 検査結果報告場所

滋賀県立精神医療センター

## 9 支払方法

検査代金は1か月分をまとめて支払うこととし、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払を行う。

## 10 その他

別紙2「留意事項」を遵守すること。

## 入札書および電子データ作成の留意事項

### 1 入札書・入札明細書および電子データの作成について

- (1) 入札明細書には、検査項目ごとの単価を消費税抜きの金額で記入してください。
- (2) 単価には、円未満の数値（小数点）は記入しないでください。
- (3) 応札しない検査項目は空欄にしておいてください。
- (4) 入札書と入札明細書は袋とじのうえ、入札者印で割印をしてください。
- (5) 入札書は、必要事項を記入し押印のうえ、入札書提出期限までに郵送または持参により提出してください。
- (6) 開札事務作業の省力化を行うため、入札明細書の電子データを入札書提出期限までに電子メールにより併せて提出してください。

### 2 注意事項について

- (1) 入札明細書のデータは、変更・修正・並び替えや品目の削除等を行わず、ファイル形式も変更しないでください。
- (2) 入札明細書について、書面と電子データの入札金額が一致していることを確認し提出ください。  
なお、書面と電子データの数値が異なる場合は、書面の金額を優先します。

## 留意事項

- 1 検体検査業務の実施に当たっては、医療法等の関係法令ならびに厚生労働省その他関係省庁の関係通知等を遵守すること。
- 2 検体検査業務の実施に当たって知りえた秘密、情報等を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後および契約期間が終了した後においても同様とする。  
また、業務従事者に対してプライバシー保護の重要性を十分に認識させるなど、個人情報保護に万全の対策を講じること。
- 3 検体検査業務を原則として第三者に再委託してはならない。ただし、受託検査の再委託をする場合は、その検査項目、再委託先および納期について、当センターの承認を事前に得ることとし、再委託項目に関する業務の品質および納期等について責任を負うこと。
- 4 検体検査業務の実施に当たっては、入札明細書において基準値を明示している項目については、基準値が一致すること。  
また、検査法を明示している項目については、検査法が一致するかまたは同程度の感度・特異性を有する検査法を用いること。
- 5 委託検体の収集は、平日の14時から15時頃とすること。  
なお、必要に応じて、緊急検査の対応が可能であること。
- 6 当センターの検査システムに対応できるUSBメモリを媒体として、検査依頼情報および検査結果の授受を行うこと。  
また、セキュリティ対策は、受託業者の負担により、万全の措置を講じること。
- 7 検体検査業務に必要な容器代は、別途支払いを行うので、今回の見積金額には含めないこと。